

第 800 回 通関協議会(本関地区)

1. 日 時 令和 8 年 9 月 8 日(火)11 時 00 分～

2. 場 所 横浜税関本関 7階大会議室

3. 議 題

【議題1】「欧州連合協定及び英国協定に基づくホエイに係るセーフガードの発動について」【資料1】
(業務部 通関総括第2部門)

【議題2】「品目分類に係る事前教示の回答までの期間について」【資料2】
(業務部 首席関税鑑査官)

【議題3】「令和8年上半期における知財侵害物品の差止状況(公表)のお知らせ」【資料3】
(業務部 知的財産調査官)

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 801 回通関協議会は、令和 8 年 10 月 13 日(火)11:00 の開催を予定しています。
決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

欧州連合協定及び英国協定に基づくホエイに係るセーフガードの発動について

NACCS 掲示板からの転載（公開日 2026 年 8 月 31 日）

【利用者の皆様へ】欧州連合協定及び英国協定に基づくホエイに係るセーフガードの発動について

関税暫定措置法第 7 条の 8 第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 9 年 3 月 31 日（水）までの間、欧州連合協定及び英国協定税率適用のホエイ（関税暫定措置法施行令別表第 1 の 42 の項及び 56 の項に該当するもの）に対するセーフガードが発動されました。

発動期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「C-5 NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第 7 条の 8 発動時」のものが適用となりますので、十分ご注意願います。

※暫定法第 7 条の 8 発動時の NACCS 用品目コードについては令和 8 年 9 月 1 日（火）から使用可能となります。

※本セーフガード発動に係る対象品目の詳細につきましては、こちらをご覧ください。

また、本セーフガード発動期間中に蔵入承認を受け、同期間終了後に欧州連合協定又は英国協定税率を適用して蔵出輸入申告を行う貨物については、NACCS 用品目コードは「その他のもの」を使用して、蔵入承認申請及び蔵出輸入申告の両手続を行ってください。

ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

対象品目及び税率

品 目	税 率
その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	（通常時） 11%+17.6 円/kg 又は 15.4%+17.6 円/kg
0404. 10-126	↓
0404. 10-136	
0404. 10-146	
0404. 10-166	（発動時）
0404. 10-176	23.8%+45.0 円/kg
0404. 10-186	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第2節 申告納税方式による関税の確定 （関税率表適用上の所属区分等に係る事前照会に対する文書回答の手続等） 7-18-1 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-18-3に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。 (1)～(3) （省略） (4) 受理後の処理 イ及びロ （省略） ハ 検討期間 検討部門及び総括関税鑑査官は、照会を受理してから30日（<u>行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下この項において「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。</u>）以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。併せて、経済連携協定に別途規定がある場合は、当該規定に従うものとする。 ただし、当該期間には、次の期間を含めないものとする。 (イ)及び(ロ) （省略） (注) 30日（<u>行政機関の休日の日数は算入しない。</u>）を超えて検討を要すると見込まれる場合には、上記イの(イ)のとおり、速やかに照会者に通知するものとする。 (5)～(7) （省略） (8) 意見の申出 イ～ホ （省略） ヘ 検討部門及び総括関税鑑査官は、原則として、申出を受理してから30日（<u>行政機関の休日の日数は算入しない。</u>）以内の極力早期に、当該申出に対する回答を行うよう努めるものとし、やむを得ない理由により、30日（<u>行政機関の休日の日数は算入しない。</u>）を超	第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第2節 申告納税方式による関税の確定 （関税率表適用上の所属区分等に係る事前照会に対する文書回答の手続等） 7-18-1 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-18-3に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。 (1)～(3) （同左） (4) 受理後の処理 イ及びロ （同左） ハ 検討期間 検討部門及び総括関税鑑査官は、照会を受理してから30日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。併せて、経済連携協定に別途規定がある場合は、当該規定に従うものとする。 ただし、当該期間には、次の期間を含めないものとする。 (イ)及び(ロ) （同左） (注) 30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、上記イの(イ)のとおり、速やかに照会者に通知するものとする。 (5)～(7) （同左） (8) 意見の申出 イ～ホ （同左） ヘ 検討部門及び総括関税鑑査官は、原則として、申出を受理してから30日以内の極力早期に、当該申出に対する回答を行うよう努めるものとし、やむを得ない理由により、30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し速やかにその旨通知するものと

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し速やかにその旨通知するものとする。 ただし、当該期間には、上記(4)のハただし書に規定する期間は含めないものとする。 (9)及び(10) （省略） （関税率表適用上の所属区分等に係る事前照会に対する口頭回答の手続等） 7－18－2 口頭による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等に関する照会及び回答の手続等については、次による。 (1)～(3) （省略） (4) その他 回答の内容が軽微なものである場合を除き、照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票」（C－1000－4）にとどめるものとする。 （削除） （関税率表適用上の所属区分等に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等） 7－18－3 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等に関する照会及び回答の手続等については、次による。 (1)及び(2) （省略） (3) 受付 イ （省略） ロ 照会の方法 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等に関する照会は、税関の事前照会用電子メールアドレスに<u>次の事項を送信することにより、行うものとする。</u> (イ)～(ニ) （省略）	する。 ただし、当該期間には、上記(4)のハただし書に規定する期間は含めないものとする。 (9)及び(10) （同左） （関税率表適用上の所属区分等に係る事前照会に対する口頭回答の手続等） 7－18－2 口頭による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等に関する照会及び回答の手続等については、次による。 (1)～(3) （同左） (4) その他 イ 回答の内容が軽微なものである場合を除き、照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票」（C－1000－4）<u>（関税率表適用上の所属区分等の場合）</u>にとどめるものとする。 ロ <u>照会者から照会があった場合には原則として即日回答を行うよう努めるものとする。ただし、例えば回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関の責めに帰すことができない理由がある場合を除く。</u> （関税率表適用上の所属区分等に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等） 7－18－3 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等に関する照会及び回答の手続等については、次による。 (1)及び(2) （同左） (3) 受付 イ （同左） ロ 照会の方法 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等に関する照会は、<u>電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</u> (イ)～(ニ) （同左）

令和8年9月
横浜税関

関係者 各位

公表のお知らせ

令和8年上半期（1月～6月）の横浜税関における偽ブランド品など知的財産侵害物品の差止状況を公表しましたのでお知らせします。

健康被害のおそれのある浄水器用カートリッジ・化粧品のほか、安全を脅かす危険性のある偽造バッテリー・充電器をはじめとする電気製品の輸入差止が続いています。

消費者の安全・安心に関わる差止物品の例

【浄水器用カートリッジ】



【充電器】



【香水】



※健康や安全を脅かす危険性のある侵害物品の例（公表資料から抜粋）

特に、粗悪な偽造バッテリーは、品質や安全性が保証されておらず、使用した場合、発火・破裂等を伴う事故につながる可能性があります。大変危険です。

輸出入申告の際は、商品の画像や絵型等の参考資料を添付していただくなど、知的財産侵害物品の水際取締りにご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

税関ホームページにも掲載してありますので、ぜひご覧ください。

[https://www.customs.go.jp/yokohama/news/chizai_sashitome\(yokohama\)_R8kamiki.pdf](https://www.customs.go.jp/yokohama/news/chizai_sashitome(yokohama)_R8kamiki.pdf)

【問い合わせ先】
業務部知的財産調査官
045-212-6116